

答 申 情 第 5 8 号

平成 2 8 年 9 月 1 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 8 年 5 月 1 7 日付け保障第 6 7 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

福祉サービス新規申請書等の非公開決定事案についての審査請求に対する裁決 (諮問情第
9 1 号)

(別紙)

1 審査会の結論

実施機関が行った公文書非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成28年4月7日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「平成27年度各福祉サービス新規申請書及びその結果がわかる文書（各直近から1件）」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）を保有しているが、非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成28年4月22日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

障害福祉サービスの支給申請兼利用者負担減額・免除等申請書には、申請書の氏名、居住地、電話番号、サービス利用者の氏名、生年月日、手帳番号、生活保護の受給状況、市民税の課税状況、申請するサービスの種類、主治医の氏名、利用者の家族の障害の有無等が記載されており、また、福祉サービス支給決定・利用者負担額決定通知書には、支給決定者個人の氏名、居住地、受給者証番号、利用者負担上限月額、認定区分、支給されるサービスの種類、事業の内容及び支給量等が記載されており、これらを公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 審査請求人は、平成28年5月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

公文書非公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

審査請求人が求めている文書は、平成27年度各福祉サービス新規申請書及びその結果がわかる文書である。

「福祉サービス新規申請書」とは、「（介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費・計画相談支援給付費・地域生活支援事業）支給申請兼利用者負担減額・免除等申請書（以下「申請書」という。）」をいい、障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）は、障害福祉サービス等の申請に当たり、申請書に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第7条第1項各号に規定する必要事項を記載し、区（支所）福祉部支援課（支援保護課）又は保健部健康づくり推進課（健康づくり推進室）（以下「支給決定機関」という。）に提出するものである。

また、「その結果がわかる文書」とは、障害福祉サービスの申請を受けて、支給決定機関が支給決定を行ったときに、その決定内容を障害者等に対し通知する「福祉サービス支給決定・利用者負担額決定通知書」（福祉サービス決定書兼入力確認票（以下「決定通知書根拠文書」という。）をいう。）である。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書である申請書には、障害者等の氏名、生年月日、手帳番号、生活保護の受給状況、市民税の課税状況、申請するサービスの種類、主治医の氏名、利用者の家族の障害の有無等が記載されている。また、決定通知書根拠文書には、受給者証番号、支給決定者の氏名、住所、障害種別、支給されるサービスの種類、内容及び支給量、利用者負担額認定に係る支給決定者の収入情報等が記載されている。これらを公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、通常他人に知られたくないと認められるものが記載されていることから、条例第7条第1号に該当するため、本件処分を行ったものである。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

条例第7条第1号に該当しない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

福祉サービスには、障害者福祉のほかに、高齢者福祉、児童福祉等、様々な分野での

サービスが考えられるが、当審査会では、審査請求人が公文書公開請求時に障害者福祉の分野についての請求である旨を述べていたことを確認した。あわせて、審査請求人と実施機関との間で文書の特定に関して争いがないことから、本件公文書は、実施機関が特定した申請書及び決定通知書根拠文書であると認められる。

本件公文書である「申請書」とは、障害者等が、障害福祉サービスの申請に当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第7条第1項各号に規定する必要事項を記載し、支給決定機関に提出するものである。

また、「決定通知書根拠文書」とは、障害福祉サービスの申請を受けて、支給決定機関が支給決定を行ったときに、その決定内容を障害者等に対し通知するものである。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 実施機関は、以下の理由から、条例第7条第1号に該当すると主張するため、この点について検討する。

本件公文書である申請書には、障害者等の氏名、生年月日、手帳番号、生活保護の受給状況、市民税の課税状況、申請するサービスの種類、主治医の氏名、利用者の家族の障害の有無等が記載されている。また、決定通知書根拠文書には、受給者証番号、支給決定者の氏名、住所、障害種別、支給されるサービスの種類、内容及び支給量、利用者負担額認定に係る支給決定者の収入情報等が記載されている。これらを公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、通常他人に知られたいと認められるものが記載されている。

イ 本件公文書である申請書には、障害者等の氏名、生年月日、手帳番号、生活保護の受給状況、市民税の課税状況、申請するサービスの種類、主治医の氏名、利用者の家族の障害の有無等が記載されていることが認められる。また、決定通知書根拠文書には、受給者証番号、支給決定者の氏名、住所、障害種別、支給されるサービスの種類、内容及び支給量、利用者負担額認定に係る支給決定者の収入情報等が記載されていることが認められる。

このように、本件公文書には、通常他人に知られたい度合いが極めて強い、個人の機微に関する情報が多数含まれており、公開することにより、個人が識別されるおそれがあるほか、本人及び関係者に不快感や不安等の精神的苦痛を及ぼすことが十分に予想されるなど、個人が識別された場合における権利利益の侵害の程度は重大であると認められるため、本件公文書は、全体を一つの個人の機微に関する情報と判断し、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年 5月17日 諮問

6月17日 実施機関からの弁明書の提出

8月 1日 実施機関の職員の理由説明（平成28年度第3回会議）

9月12日 審議（平成28年度第4回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、審査請求人から反論書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）